

「美容師制度のあり方」に関して

全日本美容業生活衛生同業組合連合会

国民生活に必要な不可欠なサービスを提供する美容師には、お客様のニーズに対応できる高い技術力と、これを安全に提供するための知識と衛生上の取り扱いを備えていることが求められております。

近年、美容に対する顧客のニーズが多様化・高度化するとともに、使用する薬剤・器具等の進歩は著しく、美容師には高度な知識と技術力が以前にも増して必要となっております。

また、感染症に対応するための基本的な知見も備えておかなければならないことが現在、改めて明らかになったところです。

このために美容師の資格制度は、お客様が全国どこの美容室でも安心して利用いただけるために大変重要であると考えております。

1. 美容師国家試験制度について

生活文化の向上、消費者ニーズの多様化・高度化は、美容師に対してより高度な知識と技術を修得することが求められています。

しかしながら、美容師実技試験では、受験者、試験実施者の時間的・経済的な問題等から美容の多様なメニューの全てを課すことは出来ません。

このため、実技試験の課題は、この課題を修得するための修練を重ねることで、美容師として必要な知識・技術を身に付けることにつながる課題でなければなりません。

もとより、この課題について様々な御意見があることは、承知しておりますが、大事なことは、現在のヘアスタイルの流行だけに左右されるのではなく、今後、さらに多様化する需要に応えるためには、国家試験として基礎的技術が集約されている課題でなければならないと思っております。

すぐに役立つ技術は、すぐに役立たなくなる、ということもあり、将来の業を担う美容学校で学ぶ学生は、あくまでも基礎をしっかり身に付けて欲しいと願っております。

こうした観点から課題の見直しは、関係者の意見を集約するとともに、丁寧な検討を要することが必要と考えております。

2. 実務実習制度について

美容学校の学生が在学中に実務の経験を積むことは、資格取得の面でも、その後の職業や職場の選択のためにも大変重要と考えています。

このような理由だけでなく、様々なお考えもあり、一部の美容行為について、「資格を持たない者に業として行わせてもよいのでは」という御意見もあるとは承知しています。しかしながら、美容室において美容行為を業として行うのであれば、たとえ一部であっても、お客様の安全・安心のために、それを行うのは資格を持った美容師に限らなければならないと考えています。このことは、昭和32年の法制定や平成7年の法改正でも確認・徹底されてきたものであり、永きに渡り、美容業界に対するお客様の信頼を培ってきた根本と考えています。

また、平成7年の法改正が、それまでのインターン制度の反省にも立って、なされたものであると、改めて認識する必要もあります。

美容師の資格取得に必要な実務経験については、これまでも美容学校の教育の中で確保してきたものであります。したがって、お客様の安全・安心を十分に確保したうえで、美容学校における実習のあり方や実務実習について、より成果の挙がる内容とするべく検討することは必要と考えております。

3. 外国人美容師に関する就労について

日本の美容技術や美容関連商品は世界から高く評価されています。

また、日本の美容室の利用を希望する訪日外国人や日本に在留している外国人も増加することが見込まれることから、インバウンド対応からも外国人美容師への期待は大きいと思っております。

こうしたことから、現在、進められている国家戦略特別区域外国人美容師育成事業は、我が国で美容に関する実践経験を積んだ人材の海外における活躍を推進することを通じて、日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化やブランド向上を含むクールジャパンの推進を図るとともに、インバウンド需要に対応するため、日本の美容師免許を有する外国人材を育成することを目的としております。

このため、当美容連合会は、法律に基づき厚生労働大臣の認可を得て設立された美容業経営者による全国団体として、外国人美容師の受け入れに当たっては、我が国の美容業界だけでなく、世界に対する日本の信頼を損なうことのないよう努めることといたします。

特に、人材育成については、本制度の目的に沿った実践的な知識・技術を確実に習得させられるよう適正な育成計画が策定・実施されるよう、業界として指導していく所存であり、本事業の適切かつ円滑な実施に尽力してまいります。

4. 美容師の働き方改革について

美容の国内市場が縮小していくなか、国内にはすでに約25万の美容室と約54万人の美容師が就労しており、この数は毎年増加するなど、地域による偏りはあるものの、全体的には過当競争に至っております。

また、かねてより美容業では長時間労働、低賃金、社会保険の未加入も課題となっています。

さらに、美容学校を卒業し、美容師試験に合格しても美容師として就労せず、他産業に就職したり、美容業に就労しても短期間に離職する者が多い現状です。

このため、当連合会では美容学校の全国団体である公益社団法人日本理容美容教育センターと連携し、美容学校と就職情報交換事業を行っており、この事業に参加する組合加盟美容室では、労働時間、休日、休暇は労働基準法を準拠するとともに、個人経営の小規模店舗であっても健康保険、年金保険、雇用保険に全て加入していることを要件としております。

このように、美容学校を卒業し、美容業界に夢を持って来られる若い人が安心して就業できる体制作りという美容業界の永年の課題に取り組んでいるところです。

5. 新型コロナウイルス対応等について

新型コロナウイルスの感染拡大は、美容業においても消費者の不要不急の外出・移動の自粛や美容室での感染リスクを恐れたり、成人式、卒業式、入学式、結婚式等の儀式を見合わせるにより大変厳しい経営を強いられているところです。

当連合会では、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の求めに応じ「美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を策定し、このガイドラインを全ての美容事業者に徹底していただき、生活必需産業である美容サービスを安心して利用していただくために「美容室を通して感染させない」という強い決意で取り組んでいるところです。

また、美容連合会では、傘下の47都道府県美容組合とともに、国や自治体の助成金や支援金に対する要望、申請手續のお手伝い等、この国難ともいえる非常事態を乗り越えるため、全国の組合組織と一丸となって活動しております。

政府には、コロナ禍の長期化により疲弊する美容業への支援をお願いいたします。

(1) 売上減少等への一時支援金に続く「月次支援金」について、申請事務の簡略化、迅速化を図るとともに、支援金を早期に支給してください。

(2) 店舗の家賃負担に苦慮していますので、再び家賃支援金の支給を開始してください。

(3) 一部の自治体で実施している「美容クーポン」のような美容室の利用促進策について検討してください。

その他、美容室の利用増に繋がる支援策の検討をお願いいたします。